

単価契約仕様書

子ども若者はぐくみ局桃陽病院

(担当 山本、塚園 電話 641－8275)

件名	(単価契約) 桃陽病院患者寝具 (基準寝具一式) 賃借
形状・寸法	健康保険法の規定による基準寝具に適応するもの
予定数量	4, 7 5 8組分 (1日13組×366日)
契約期間	令和9年4月1日 ～ 令和10年3月31日
契約条件	別紙のとおり

仕様書

京都市桃陽病院（以下「病院」という。）において、病院用寝具類（以下「基準寝具」という。）の賃借及びその付帯業務を実施するにあたり、必要な事項を下記のとおり定める。以下、病院の開設者である京都市を代表する京都市長を「賃借人」、受託者を「賃貸人」とする。

記

- 1 賃貸人は、この契約の定める条件に従い、病院において基準寝具を実施するために必要な寝具類を提供するものとする。
- 2 寝具類の形状及び品質は、別記のとおりとする。
- 3 賃貸人が、賃借人の使用に供するため用意すべき寝具類は、次のとおりとする。
 - (1) ベッドパット
 - (2) 敷布
 - (3) 包布
 - (4) 枕
 - (5) 枕カバー
 - (6) ラバーシーツ
 - (7) ドローシーツ
 - (8) 掛布団
 - (9) 防水シーツ※年間予定 約 4, 7 5 8 組
- 4 寝具類の料金は、使用実績に応じた金額を、賃貸人に月単位で支払うものとする。
- 5 賃貸人は、料金を毎月末締切りのうえ計算を行い、賃借人に請求するものとする。
- 6 賃借人は、賃貸人から上記 5 により適正な請求書を受領した日から 3 0 日以内に支払うものとする。
- 7 賃貸人は病院、診療所等の業務委託について（平成 5 年 2 月 15 日指第 14 号厚生省健康政策局指導課長通知）並びに本仕様書により業務を実施するものとする。
- 8 寝具類のうち、ベッドパット、掛布団及び枕は、年 1 回、その他の寝具類は、週 1 回、賃貸人の負担において洗濯、補修、仕立直しを行い、衛生的かつ清潔で患者に不快感を与えない寝具を提供するものとする。
- 9 寝具類の病院までの往復に要する運搬費は、賃貸人において負担とし、付帯業務は次のとおりとする。
 - (1) 寝具倉庫内の衛生管理及び寝具類の取扱い方法等については、看護係の指示に従うこと。
 - (2) 寝具類は、善良な注意をもって管理すること。
 - (3) 契約内の寝具類を直接受け渡し、貸与のための倉庫から病室に運搬する作業は、賃貸人の責任範囲とする。
 - (4) 寝具類の出納数は、すべて伝票により明記すること。
 - (5) 寝具類の倉庫は、清潔倉庫と不潔倉庫に区別し、清潔寝具と不潔寝具によりその取扱いを明確に区別し処置すること。
 - (6) 敷布、枕覆、包布類の交換は、患者が入院した日より毎週 1 回交換するものとする。
 - (7) 使用返還のあった寝具類並びに定期的交換の寝具類は、速やかに洗濯補修に出し、常に清潔寝具の確保に努めること。
 - (8) 倉庫内の寝具は、品種別に整理し、その品名及び数量を常に明示しておくこと。
 - (9) 出納台帳における数量は、常に現品数量と合致させること。
 - (10) 寝具倉庫内は、常に清潔にし、火気及び戸締りは厳重にし、みだりに係員以外のものを入室させてはならない。
 - (11) 患者の入院、退院、病室の変更等種々異動の生じたときは、それぞれ看護師長からの通知により直ちに処理すること。

(12) 上記のほか作業上に特別の事由がある場合は、その都度、双方協議のうえ定めるものとする。

- 1 0 賃借人は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項から第4項までに規定する感染症の病原体により汚染されている寝具は、院内で消毒した後、賃貸人に引き渡すものとする。
- 1 1 賃借人は消毒前の病毒感染の危険のある寝具類の洗濯を賃貸人に委託するときは、消毒感染の危険のある寝具である旨を表示のうえ、密閉した容器に収めるなどして他に感染する恐れのないように取り扱うものとする。
- 1 2 患者の使用により、寝具類の血こん、分泌物、ふん便等の汚物が付着した場合は、賃借人において予備洗濯を行い、汚物を除去した後、賃貸人に引き渡す。
- 1 3 賃借人の責に帰すべき事由により、寝具類を紛失、焼失、大破損等により、賃貸人に返戻できない場合は、双方協議のうえ実費を支払うことができる。
- 1 4 賃貸人は、賃借人並びに関係官庁の立入検査に応じるものとする。
- 1 5 賃借人、賃貸人双方は、寝具類の衛生管理に注意し、寝具類を取扱う従業員の健康診断を半年に1回以上行わなければならない。
- 1 6 賃貸人は、天災地変、人災、倒産等のため、一定期間継続して寝具類を提供できない場合は、速やかに賃借人に通知し、賃借人の了解のもとに、責任をもって本契約履行のための措置を講じなければならない。
- 1 7 賃借人、賃貸人は他方に契約不履行又は詐欺、その他不正の行為があると認めたときは、締結された契約を解除することができる。
- 1 8 賃借人、賃貸人は、信義誠実をもって、この条件を履行しなければならない。
この条件に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、賃借人賃貸人が協議して定めるものとし、協議が整わない場合は、賃借人の解釈によるものとする。
- 1 9 賃貸人は業務上知りえた秘密を他に漏らしてはならない。
- 2 0 賃貸人は業務の実施に当たり患者等第三者に損害を及ぼした場合、賃借人の責に帰すべき事由によるものを除き、第三者に損害賠償の責を負わねばならない。
- 2 1 予定数量は過去の実績又は予測によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。
- 2 2 組織改正に伴い所属名称が変更となる場合があるため、詳細については、別途指示する。
- 2 3 賃貸人は「一般社団法人日本病院寝具協会」又は「医療法施行規則第9条の14及びその他関係法令」に規定する基準を満たす者を本業務の代行者とする契約書等（落札者と代行者の押印があるもの）の写しを賃借人に提出すること。

別記

＜基準寝具の規格、品質＞

品 名	数量	規 格	品 質
ベッドパット	1	T/C 2 0 8 本ブロード	綿合繊 1 . 2 キログラム
敷布	3	T/C 1 2 1 本晒	両端ミシン止め
包布	6	T/C 1 2 1 本晒	袋型
枕	1	抗菌パイロン/シリコン綿	ウォッシュابل
枕カバー	3	T/C 1 2 1 本晒	筒袋一方開き
ラバーシート	0.1	ビニール引	グリーン色（半身用）
ドローシート	0.2	T/C 1 2 1 本晒	キナリストライプ
掛布団	1	ウォッシュابل・白	制菌加工 1 . 3 キログラム
防水シート	0.4	表綿 100%	タオル地（ピンク）

以上を 1 組とする。